

# しょうがい とくせい おう しゅだん 障害の特性に応じたコミュニケーション手段

## ちょうかくしょうがい 聴覚障害

せんてんせい いでん びょうき など こうてんせい  
先天性(遺伝、病気等)、後天性(病気、事故、薬害等)の様々な理由から「聞こえない・聞こえにくい」という、外見からは分かりにくく、周囲からは気づかれにくい障害です。情報、コミュニケーション障害であるともいわれています。『ろう』、『難聴』、『中途失聴』があり、聞こえの状態やコミュニケーション方法は一人一人異なります。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 【手話、筆談、要約筆記、口話、身振り、振動、光など】で情報を取得しています。
- まずは、その人にあったコミュニケーション手段を確認してください。

## もう 盲ろう

「盲ろう」とは『視覚と聴覚』両方の障害を併せ持っている状態です。全盲ろう(まったく見えず、聞こえない)、盲難聴(まったく見えず、聞こえにくい)、弱視ろう(見えにくく、聞こえない)、弱視難聴(見えにくく、聞こえにくい)の4つに分かれます。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 障害の状態や盲ろうになるまでの経緯により異なります。その人に合ったコミュニケーション手段を確認してください。
- れい ぜんろう てが もじ しょくしゅわ ゆびもじ  
例) 全盲ろう - 手書き文字、触手話、指文字
- なんちよう もう じゃくし おんせい ほちようき む はな  
難聴(盲・弱視) - 音声(補聴器に向かって話す)など

## しかくしょうがい 視覚障害

視覚に障害があることで、全く見えない場合(全盲)と見えづらい場合(弱視/ロービジョン)があります。白杖を持っている、盲導犬を連れている人もいますが、見え方や困っていること(ニーズ)はそれぞれです。見える範囲(視野)が制限されている視野障害の人もあります。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 視覚情報によらない方法で伝えてください。(点字、音声(音訳)、拡大文字(弱視の場合)など)
- 代読、代筆などの手段。色への配慮が必要な色覚障害の人もあります。
- 困っている様子があったら、声をかけてください。

## せいしんしょうがい 精神障害

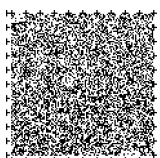
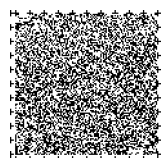
統合失調症やうつ病、躁うつ病などの精神疾患のために様々な生活のしづらさが生まれます。『意欲低下』、『集中できない』『気分が浮き沈み』などがみられることがあり、幻覚・幻聴や妄想、イライラや不安、神経過敏、不眠などの症状があります。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 療養に時間がかかることがあります。その人の症状を理解して関わっていくことが大切です。

## しゅわ げんご 『手話は言語』

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情を使った視覚的に表現する言語です。昔は、手話は言語として認められておらず、手話を使用する環境が整えられていない時代がありました。今は、障害者権利条約、障害者基本法に、『手話は言語』として位置づけられています。今後は普及のための取組が必要となっています。



## したいふじゆう 肢体不自由

先天性の疾病や事故などで、上肢・下肢のまひや欠損、肢体機能障害があり、動作や姿勢保持などに不自由があります。多くの人が杖や装具、車いすなどを使用しています。いくつかの障害が合併している場合や気管まひでの発声困難や不随意運動などで意思を伝えるにくい人もいます。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 困っている様子があったら、声をかけてください。
- 聞き取りにくい場合は、再度確認してください。
- 文字盤、視線、重度障害者用意思伝達装置などの手段もあります。
- 会話は正面でしてください。
- 車いすの場合は目線を同じにしてください。

## きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋萎縮性側索硬化症(ALS)

身体を動かすための神経系が変性する病気で、原因不明な進行性難病のため、有効な治療法がほとんどありません。全身の筋肉が動かなくなり、言葉を発することに支障が生じてきます。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 進行性のため、身体の状態に応じてコミュニケーション手段を変え工夫していくことが必要です。
- 会話ができなくなり、筆談も難しくなった時には、文字盤やカードなどを指や視線で示してもらおう方法もあります。

## こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳に損傷を受け、記憶障害や行動障害、失語症などの後遺症を生じます。身体に障害が残らず、外見では分かりにくい場合も多く、「見えない障害」と呼ばれることもあります。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 会話・行動はゆっくりと具体的に、大切なことは紙に書いて確認するなど心掛けてください。早口、長い説明、同時に二つのことをするなど苦手です。
- 様々な症状が組み合わされ、一人一人異なって現れてくるため、それぞれに合った工夫が必要です。

## はったつしょうがい 発達障害

脳の機能障害により、知的な能力に遅れがある場合とない場合があり、持っている特性は一人一人違います。生活上の困難さと同時に優れた能力が発揮される場合もあり、発達のアンバランスさが理解されにくい障害です。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- 本人の障害特有の行動やこだわりを正しく理解した上で支援をお願いします。
- 言葉以外に実物や絵、写真、身振りなどを交えて、具体的にわかりやすく伝えることが安心につながります。
- 感覚過敏のある人は、静かな場所を用意してください。

## ちてきしょうがい 知的障害

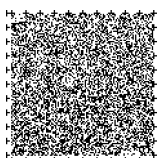
発達期において、知的な能力が年齢相応に発達していない脳の機能障害です。「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」ことに時間がかかることがあります。

### ● 主なコミュニケーション手段・配慮 ●

- できるだけ短く、ゆっくりと簡単な言葉で伝えてください。
- 見通しが立たないことや予定外のことなどでパニックになる場合があります。落ち着くまでしばらく見守ってください。
- 実物や絵、身振りで具体的に伝えたり、漢字にはふりがなを付けるなどの工夫も大切です。

※ 他にも様々な障害を持っている方がいます。  
例) 内部障害「心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、免疫など、身体の内側に障害があり、見た目では分からない為、理解を得にくく、社会的不利になりやすい障害です。  
● 内部障害のあることを示すマークなどを持っている場合があります。  
● 困っている様子があったら、声をかけてください。

【音声コード】文字情報をデジタル情報に変換し、専用ソフト等で読み上げて、音声に変換される仕組みです。



# じょうれい がいよう 条例の概要

## 基本理念

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進は、市民、市民活動団体及び事業者が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民、市民活動団体及び事業者の理解の下に行わなければならない。

## 各主体の責務と役割

- 市の責務  
基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を推進すること。
- 市民及び市民活動団体の役割  
市が推進する施策に協力するように努めること。
- 事業者の役割  
市が推進する施策への協力。コミュニケーション支援者と連携して、障害者の利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備等、合理的配慮を提供するように努めること。

## 施策

- (1) コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- (2) コミュニケーション手段に対する理解、普及及び啓発の促進
- (3) コミュニケーション手段による意思疎通の支援及び情報を得る機会の拡大
- (4) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- (5) コミュニケーション支援者の養成
- (6) 小学校、中学校等におけるコミュニケーション手段に対する理解の促進
- (7) 災害時におけるコミュニケーション手段の確保

発行・お問合せ 豊橋市福祉部障害福祉課  
 電話：0532-51-2345 ファックス：0532-56-5134  
 メール：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp



施行日 平成30年4月1日

●このリーフレットのデザインは庁内障害者ワークステーション「わくわく」のスタッフのみなさんに協力いただき、作成しました。

# とよはしししょうがいしゃ 豊橋市障害者のコミュニケーション

## 手段の利用促進に関する条例



ができました！

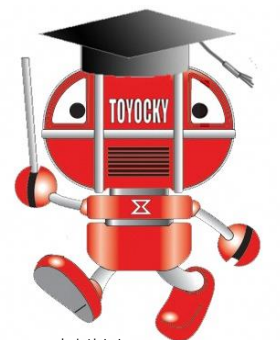


そのほか障害特性に応じた  
コミュニケーション手段



豊橋市では、全ての市民が障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合う地域社会を実現するために、平成30年4月に、「豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定しました。

とよはしし  
豊橋市



© 豊橋市 トヨッキー